

書評

Richard Howson

『Challenging Hegemonic Masculinity』

Routledge Advances in Sociology、2006年、200頁

大谷真寛*

1. はじめに

本書『Challenging Hegemonic Masculinity』はオーストラリアの公立大学であるウーロンゴン大学芸術・社会科学・人文科学部人文社会学科の准教授、リチャード・ハウソンによって執筆されたものである。ハウソンはこれまでその著作を通じて「男らしさ」、特に「覇権的な」男らしさについて論考を著している。過去の論文を参照するとハリウッドにおける男らしさ、イスラム教徒における男らしさ、刑務所における男らしさなど、ある文脈における「覇権性」に注目していることが読み取れるものが多く見られるが、近年はインターセクショナルリティをはじめとした包括的な概念を通じた著作、論考も増えてきており、本書も「ヘゲモニックな男性性」について概論し、具体的なフィールドに囚われず、その方法論や分析方法にも触れるもので、かつコンネルなどの既存の覇権理論に一石を投じるものとなっている。

さて、本書によると「ヘゲモニー」すなわち「覇権」の語源は古代ギリシア語の「導く」という意味の言葉に遡ることができる。そしてハウソンによれば、ヘゲモニックな男性とは「正当な男性の理想的な象徴」であり、ジェンダー秩序に対して外部環境から押し付けられるものではなく、むしろその社会文化的環境そのものを通じて現れるものとされてきたとある。こうしたヘゲモニックな男性は、その語源の通り、社会に対して「支配的（＝導く、導いてしまう力）」に君臨してしまうとされてきたのである。

男性学の権威である R.W.コンネルが男性性を複数形として扱うモデルを構築する際の重要な目的として考えられることは男性らしさを社会正義（＝ジェンダー平等）に反しない形で理解する枠組みを作ることであった。しかし、この中心概念である「ヘゲモニックな男性性」そのものの性質こそ

* 大阪大学大学院人間科学研究科共生学系博士前期課程；
u243700d@ecs.osaka-u.ac.jp

がその社会正義に反する性質を持ってしまっている。コンネルはそのような覇権的なジェンダーによる政治から実践の全ての構成が透明化される脱ジェンダー化された世界を生み出す「同盟政治」へと転換するために覇権的な男性性と覇権的な社会システムを除去すべきと考えた。

本書の目的はコンネルのその考え方に疑念を投げかけ、「覇権性」を持つジェンダーが支配的になってしまう社会システムそのものを「脱ジェンダー化」しようとするコンネルの取り組みに対し、むしろ「再ジェンダー化」しようとする取り組みにある。ここでいう「再ジェンダー化」とは「脱ジェンダー」が掲げるような「ヘゲモニー」の追放ではなく、そのほかの様々なカテゴリー、特性と「ヘゲモニックであること」との平等性を進めようとすることである。著者は進歩的な社会主義すなわち多元民主主義の急進化の実現のために「ヘゲモニー」を追放することが必要なのではなく、むしろ「ヘゲモニー」の復活と他属性との平等化を見通すべきであると考えている。

2. 本書の構成

本書では前項で述べた「ヘゲモニー」について、それを「同盟政治」実現のために排除しようとしネガティブなものとして捉え続けようとするのは、その行為そのものがジェンダーの政治において覇権と社会正義の相互排他性を中心に機能することを保証し続けると主張されている。そのことにより問題は民主化されるよりもむしろ二項対立となり、第2波フェミニズムの“問題ある”脱ジェンダー的なアイデアから逃れ、進歩的な戦略を進展させることはできないと筆者は考える。筆者はヘゲモニーをむしろ復活させることでこの戦略的回顧を克服できると考えるのである。そしてそのことを実現するためにグラムシのヘゲモニー理論を読み解くこと、フェミニズムを詳細に分析するための男性性理論を再構築すること、そしてラディカルなポストマルクス主義政治学を新たな抗議活動に適用することという3つの要件が必要であり、そのことを達成するための知的基盤も必要だと述べている。

本書は1から9章まであり、第1章および第9章は序論・結論となっている。

る。以下に第2章以降の構成について述べる。

第2章「革命化する革命：ヘゲモニーの三者モデルに向けて」では覇権理論の複雑さを分析し、その特異性と否定性が部分的なものに過ぎないことを説明することにより「ヘゲモニーの三者モデル」を導く。そうすることによって「支配的ヘゲモニー」⁽¹⁾と「野心的ヘゲモニー」⁽²⁾の境界を概説できる。

第3章「“社会的勢力の実践における優位性”：実践論における覇権と社会正義」ではヘゲモニーの「復活」に向け、コンネルの実践論を検討することを目的とする。ここでのヘゲモニーは現状の理解に対する手段として示され、現状把握によって、覇権の本質と、その構築と維持に寄与するプロセスとメカニズムを明らかにする。

第4章「ジェンダーへの覇権の適用」では、グラムシとコンネルの覇権理論を現代のジェンダー政治に適用することにより、さらに焦点を絞ることを目的としている。これによりコンネルの実践に基づくアプローチが社会構築主義に基づくものだということを明らかにし、それによってジェンダーをジェンダータイプの多様性として捉えられることをも示そうとしている。そうした多様性モデルを用い、ヘゲモニックな男性性を定義し拡張するヘゲモニー原理を紹介し、発展させる。

第5章および6章「男性性と家族法に関する研究の構築：歴史・方法・目的論」「異性愛・扶養・攻撃性に対する司法の態度の分析」では前章までの理論ベースの主張から、経験論的な分析へと焦点を移す。本章は、ヘゲモニックな男性性が司法判断や家族法の判例の中でどのように扱われてきたかの分析を通じてその主要な覇権原理を明らかにすることを目的としている。これまで男性性に関して法律を通じて論ずることは過小評価されてきたが、法は現在のジェンダー体制の中で特定の関係や実践の正当性を決定する上で、手続き的基準として重要な影響力を持っている。すなわち、法律はジェンダーにおける社会正義を定義することができる「期待の構造」を定めることができるのである。よって本章ではDVや在留資格などジェンダーに関する判例等に基づき、覇権性がどのように損なわれてきたか、あるいは維持されてきたかを示そうとしている。法の分析により、現在の排除されようとしている覇権性の効力や性質が明らかにすることができる。

第7章「急進的多元主義」では経験論的なアプローチから再び理論的なアプ

ローチへと戻り、前章でのヘゲモニー状況を超えた、ジェンダーにおける社会正義を転換する可能性を検討する。本章では主にエルネスト・ラクラウとジャンタル・ムフのポストマルクス主義的理論を採用し、「野心的なヘゲモニー」の概念を発展させる。

第8章「ジェンダーにおけるラディカルな有機的抗議」では前章までで示された分析や論点をジェンダーにおけるラディカルな有機的抗議へと動機づけることを目的とし、完全に複雑な社会政治現象としての「ヘゲモニー」を社会に再度「押し付ける」ことを可能とするための「一般的等価物」としてそれを示すことにある。本書を通じてこの逆説的な問題に取り組み、ヘゲモニーの運用性を発展させようとする。

3. グラムシの覇権理論

本書では「再ジェンダー化」を構想するにあたり、現在現時点でのヘゲモニー的男性性の本質とその作用の理解を必要としていた。ハウソンがそのために必要としたヘゲモニーに関する歴史的学術基盤こそグラムシの覇権理論であった。イタリア共産党の創始者の一人であり、マルクス主義者であったアントニオ・グラムシは戦間期にファシズム政権により投獄され、その際に書き記した「獄中ノート」と呼ばれる著作群は覇権理論だけではない、様々な思想概念に対して影響を及ぼした。

本書、第二章ではグラムシの思想の源流に触れつつ、グラムシのマルクス主義者としては「異端」な性格にも触れている。それはマルクス主義者でありながら、その正統派マルクス主義的な決定論を否定しているということである。それはグラムシによる覇権理論の出発点が唯物史観とその客観的知識の弁証法的性質を受け入れないことへの批判の一環としてなされたこと、そしてそれによって漸次的な変化を可能にしたということである。グラムシはその主張の中で、状況の内部的な力関係の一部として覇権を常に概念化することでその生成的かつ積極的な可能性を明確に示している。また、この生成性故に伝統的な覇権から有機的な覇権の変化は不可避免的にネガティブなもの結びつけられ、それによって「覇権の三者モデル」が提示される。本書によればその類型論によって「支配的覇権」から「野心的覇権」の

小さな前兆を捉えることができるとしている。

このような覇権原理が覇権構造を定義し維持することがどのように社会正義に対して作用するのかということに関してだけでも、ヘゲモニーについての複雑さを見てとることができる。ヘゲモニーが複雑であるということそれこそが、ヘゲモニーとは支配的な単一物であるという言説の否定であり、ヘゲモニーは支配的なものだから廃そうとする「脱ジェンダー化」ではなく、その単一性から脱却し複雑なヘゲモニー性を引き出そうとする「再ジェンダー化」の探究に向けての男性論の可能性を示すものとなるのである。

4. 家族法とジェンダー

本書において法律の中でも「家族法」はとりわけ重視されている。それは著者がヘゲモニー原理を維持する装置として「家族法」が機能していると考えているからである。またそうした考え方によって本書が単なる理論書ではなく、実践書として機能するきっかけともなっている。法による決定はそれによって特定の関係性や慣行に対する社会での意味に影響を与える。また、「ジェンダー政治」すなわち「同盟政治」に一石を投げようとする本書においてすでに政治的であると言える「法」について論ずることは重要であるとも言える。第4章では親権や扶養、DVに関しての判例分析を進めることにより、法による構造がジェンダーにおける社会正義に明確な立場を打ち出せないことを明らかにした。むしろ社会正義の周縁に、普遍なものとしても成文法と特殊性としての地域コミュニティの必要性との境界線を不明瞭にするような制度的な両義性を構築し、その結果支配的な覇権主義の維持と、その構造全体への抗議が互いに結びつき維持させていることへと繋げて説明している。

家族法を分析することにより、現代は支配的なジェンダーポリティクスが存在する社会であるということが示されている。しかし筆者は「ヘゲモニーの三者性」を理解することでその状況を打開できる可能性を示唆する。三者性を理解することで現代のジェンダー観の中心となっているヘゲモニーに関する理論が、誤ったものであるというよりもむしろ部分的なものであ

ということを示すことができるだろう。

また、こうしたヘゲモニーに対する解釈によってヘゲモニーに対する理論的戦略も移ろいゆくことを筆者は示す。それはバトラーの「連合政治」とコンネルの「同盟政治」である。どちらの政治概念も、単純な対立戦略を乗り越えようとするものの結局は新しいヘゲモニー的アイデンティティを構築しようとしているとも筆者は指摘する。すなわち脱ジェンダー化によって脱ヘゲモニーが図られているけれども、それによって脱政治化が進み、常に不安定な状況を社会にもたらすとも考えている。

「家族法」の分析の中で、筆者は「連合政治」や「同盟政治」のようにヘゲモニーに代わるものの構築に腐心するよりも、「再ジェンダー化」すなわちヘゲモニーの復活を展望するべきだと述べる。その復活・復権を望む手段として「ラディカルな多元主義」を持ち出し後章へと議論が引き継がれる。

5. 最後に

本書は全体を通じて、簡単に言えば「ヘゲモニー＝悪」というまさに現在一般的な考え方に一石を投じるものであるようだ。本書はそのすべてを通じて、ヘゲモニーの三者性を喚起し、ヘゲモニーをジェンダーポリティクス
の主体から、それを構成する一要素へと転換しようとする。

現代のフェミニズム、クィアスタディーズという流れに沿って、日本でも学問として隆盛してきた男性学、マスキュリティーズスタディーズは「弱者男性」について考える学問として主に認知されてきた。そうした男性を「弱者」として捉える姿勢はフェミニズムの立場からむしろ男性優位性を援護するものであるという批判が後を絶たなかったとも言える。しかし、本書は明らかに男性学に関する書物であるが、「弱者」性を追求しない。むしろその逆である「覇権」性を追求するのである。

男性の男性学者はフェミニズムからの批判を避けることはできない。社会は女男双方あるいはそれ以上のひとによって成り立つものだからだ。フェミニズムは女性の立場から女男構造の問題点について主張する。一方で男性学は男性内構造に重きを置いてきてしまっていた。あるいはその側面のみが大きく注目されてしまっていた。本書は「ヘゲモニー」の復活を展望

するという、ある意味逆説的なものでありながらも、男性内構造で完結するのではなく、多様なジェンダー、多様な性の構成要素の中の一つとして「ヘゲモニー」を展望する。そうした意味で、本書は結果的に男性学の可能性自体をも切り開くヒントを我々に与えている。

注

- (1) 本書で言うところの「脱ジェンダー」の対象となるヘゲモニーのこと。
- (2) 「再ジェンダー化」のために復活が目指されるヘゲモニーのこと。